

高等学校の負担を軽減せよ——タブレット全額公費負担と通学費補助拡充を

【山内議員】日本共産党の山内佳子です。通告に基づき質問します。

コロナ感染が急速に広がる中、学齢期の子どもたちの感染が拡大し各地で学級閉鎖が相次ぎ、保護者も現場教職員も先の見えない感染状況に疲弊しています。さらに長引くコロナ禍の中で、保護者の収入減少や離婚など、生活困窮が子どもたちの学校生活に影をおとしています。

昨年末南区で行われた食糧支援プロジェクトのアンケートでも、「離婚した元夫がコロナで失業し、これまでの仕送りがなくなり、フルタイムのパート収入だけでは食べ盛りの3人の子どもたちの食糧さえ賄うことができない」など深刻な声が寄せられました。

コロナ禍の下、すべての子どもたちが保護者の経済状況にかかわらず、教育を受けることができるようにすることが、問われています。

そこで、高校における保護者負担の軽減について質問します。

まず高校でのICT教育の導入によるタブレットの負担軽減についてです。

昨年12月議会には、府議会に多くの請願が寄せられました。特にタブレットの府立高校への導入に対しては、全額公費負担を求める請願署名が短期間のうちに7,000筆を超えて寄せられました。

日本共産党京都府委員会では、ICT導入に関するアンケートに取り組み、その中身について先日記者会見を行いました。そこでは「個人情報を守られるのか不安」「子どもの視力が悪くなるのでは」などの不安が寄せられるとともに、「導入は公費負担で行うべき」という意見が88.4%にのぼり、あるシングルのお母さんからは、「部活の費用負担も重く、さらに7万円ものタブレット代金を負担など、貧しい家の子どもは教育を受ける権利がないのですか？」との声が紹介されました。こうした中、タブレットを全額公費負担する自治体がNHKの調査で21府県に上ることが明らかになっています。

本府は今議会にタブレットの本体購入費の支援制度の創設を打ち出していますが、支援の上限額が1万円から2万円と全く少額であり、保護者に重い負担を負わせることに違いはありません。

そもそも教育に必要であれば、タブレットの購入は全額公費で行うべきと考えますがいかがですか？

また高校の通学圏が次々と拡大され、遠方の高校に通わざるを得ない生徒が増え、通学費の負担が重くのしかかっています。この間、わが会派は繰り返し、通学費補助の充実を求めて、2019年度に制度が一部拡充され、住民税非課税世帯は1か月1万円以上の負担で1万円を超えた分の半額を補助するということになりましたが、それでもまだ府立高校生で利用者が昨年度で109名と、通学費を負担している生徒のわずか0.7%、月1万円以上通学費を負担している生徒の1.3%にすぎません。

通学費補助制度の更なる制度拡充が必要と考えますがいかがですか？

教育予算の自然減をやめ拡充へ——少人数学級の実現と教員の計画的増員を

次に少人数学級の実現についてです。

2年前のコロナの感染拡大の中での突然の休校は、子どもたちにとって学校が安全な居場所であり、栄養のバランスの取れた給食が提供され、友だちとともに遊び・学びあう、なくてはならない場所であることが確認されました。

また多人数の学級では子どもが理解しなくても授業は先に進みがちです。しかし休校明けの分散登校で一時的に 20 人以下の学級で教わり、これまでわからなかった授業が分かるようになり、「勉強が楽しくなった」との声が多く寄せられています。みんなで深く考えあう豊かな授業も、少人数でこそ可能です。

子どものケアという点でも少人数学級が急がれます。教員は子ども一人ひとりの個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら向き合えます。子ども同士の関係も、安心して落ち着いたものになります。分散登校の時、不登校の子どもが教室に顔をみせたと各地で語られました。

少人数学級の実現を求める運動は京都でも全国各地でも多くの保護者や教員を中心に、何十年も署名活動などを軸に取り組みられてきましたが、さらにコロナ禍を経験して、教育研究者有志の署名運動が短期に 20 万人分近く集まりました。密を防ぎ感染に強い学校をつくるためにも、少人数学級が必要なのです。

国はこうした運動と世論の中で 40 年ぶりに標準法を改正して、小学校のみ 5 年間かけて 35 人以下学級を実施するとしています。全く不十分です。

一昨年 12 月の議会では全会派一致で国の方針を上回る「義務教育における 30 人学級の推進を求める意見書」を採択し、国に対して標準法の改正を求めたことは画期的なことで、府民の方々からも喜びの声が寄せられています。一方で全国的に見ると、小中学校全学年で少人数学級を実施しているのは今や 24 県に広がっています。

本府では少人数学級と少人数教育の選択制としているため、小学校では多くの自治体で少人数学級を選択していますが、中学校では「京都式」では先生の数不足しているため、少人数学級が広がっていません。

子どもたちに行き届いた教育を保障し、災害にも感染症にも強い学校にするために、本府としてさらに教員を増やして、すべての自治体で小学校も中学校も 30 人以下学級を実施できるようにすべきと考えますがいかがですか？

また、京都府の教員のうち 27%、3 人から 4 人に一人が非正規の教員で、担任などの定数内講師も 1 割近くに上っています。このことが学校現場の多忙化にさらに拍車をかけ、本府の教職員の時間外勤務の平均が月 78 時間を超え、全国的に見ても京都府の教職員は働きすぎで、ほとんどの教員が過労死ラインぎりぎりか、過労死ラインを超えて勤務しています。

文部科学省が初めて実施した教員不足の全国実態調査で、全国的に 2,558 人の教員が不足していることが明らかになりました。最も教員が充足しているはずの昨年 4 月の始業時点で、京都府では小学校で 16 人、中学校で 12 人、高校で 6 人、特別支援学校で 5 人、教員が不足していたとのことですが、実態は半年間、1 年間教員が見つからなかったという事態も起こっています。南丹地域では小学校で 12 人、中学校で 5 人の教員が不足し、非常勤の教員がカバーをしたり、山城地域の中学校でも代替教員が見つからず校長が授業を担当するなど、子どもたちも落ち着かず、教育環境の悪化を招いていることは見過ごせません。

本府では全教員に占める定数内講師の割合は、2016 年には 6.4%であったものが 2020 年度では 9.5%と増加しています。これまで府教委は定数内講師を減少させると、議会でも委員会でも答弁しながら、非正規を増やしているのです。そのことにより継続した教育の蓄積や専門性の構築が困難になったり、もともと講師が見つからない状況の中で、産休や病休などの教員代替が見つからない、教育に穴が開く状況が起こっていることは見過ごせない問題です。

そこで伺います。

正規教員の採用を計画的に増員し、教育に穴をあけないこと、子どもたちの教育環境を保障するために努力すべきと考えますが、いかがですか。以上、まずはここまでご答弁お願いします。

【橋本教育長・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。

府立高校におけるタブレット端末の導入についてでございますが、12月府議会でもお答えいたしましたように、自身の文房具として自由な活用が期待でき、また将来的にも持続可能な手法として自費で購入いただくこととしております。その上で保護者負担の軽減を図るため、タブレット端末の購入支援に係る必要な経費を、今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

その内容につきましては、全ての世帯への一律補助を基本とし、加えて所得に応じて補助を増額する全国トップクラスの制度ではないかと考えております。こうした支援によりタブレット端末の円滑な導入を進めることで、生徒自身が在学中はもとより卒業後も自らの端末を大いに活用して、主体的に学び続けることにも繋がるものと考えております。引き続き保護者のご理解を得ながら、府立高校における新たな学びの推進に向けて取り組んで参ります。

次に高等学校生徒通学費補助制度についてでございますが、通学費は本来ご家庭で負担いただくものと考えており、全国的にも通学費補助を実施する府県が大変数少ない中、京都府として独自に通学費への支援を行ってまいりました。

令和元年度には低所得者に対する制度の拡充を行い、その結果、受給者が約2倍になったところでございます。今後も保護者の経済状況の変化や市町村の動向なども踏まえ、通学費補助含めた就学支援制度を適切に充実させるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に少人数学級の実施についてでございますが、京都府ではこれまでから京都式少人数教育として、小学校では30人程度、中学校では35人以下の学級編成が可能な教員定数を市町教育委員会に配当し、学校や地域の実情に応じて少人数学級・少人数指導・チームティーチングから柔軟に選択できる制度としており、この柔軟性が評価されているところであります。

また国において法改正がなされ、小学校2年から6年までについて、令和3年度からの5年間で順次35人学級が進められております。中学校を含めたさらなる少人数化については望ましいものと考えますが、多額の財政負担や人材確保等の課題もあることから、国において引き続き議論が進められるものと考えており、今後とも国に対して要望してまいります。

次に教員採用についてでございますが、退職者数や教員定数の増減、定数内講師数等をもとに将来にわたる見込みを立てた上で、計画的な採用を行ってきたところでありますが、見込むことが難しい特別支援学級の増加などから、近年では定数内講師数が多い状況にあります。

一方で、教員採用試験の志願者数の減少は全国的な課題であり、京都府においてもこの5年間で500人以上減少しており、このことが年度途中の代替教員の確保に影響を及ぼしているものと考えております。府教育委員会と致しましては、採用予定者を上回る人数を合格とするなどの工夫を凝らして、定数内の減少に努めているところであり、今後とも中長期的な見通しを持った計画的な採用に努めるとともに、大学と連携を図りながら教員を目指す大学生の支援を行うなど、志願者の確保に向けて取り組んでまいります。

コロナ禍でこそ一人ひとりに寄り添う教育の保障を

【山内議員・再質問】 まずは指摘をしたいと思います。保護者負担の軽減については、やらない言い訳

を言っているというふうには聞こえませんでした。タブレットを全額公費負担すればなぜ自由に活用できないのか、これは本当にお金を出さないための言い訳に過ぎないと思います。これは是非、既にもう 21 の県で実施しているわけですから、京都府も遅れずにやっていただきたいと思います。

再質問ですが、今（少人数学級について）柔軟に選択できる制度だとおっしゃいましたけど、柔軟に選択できないから中学校では少人数ができていないんですね。子どもの数が減っている下で、やはり予算を減らさなければ少人数学級はすぐにできることですし、しかも国が 5 年間かけてというのは、まったく間尺に合わないことです。今コロナ禍の下で早くやるべきだと思います。心のケアが必要な子どもも増えて、生活に困窮する家庭も増える。そんな中で今まで以上に子どもたち一人ひとりに寄り添った教育が必要なのではないのかと思うんです。ここが再質問です。お答えください。

【橋本教育長・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。

少人数学級についてでございます。少人数学級につきましてはきめ細やかな学びを支えることにより、新しい時代における個別最適な学び・協働的な学びを実現するために有効な手立ての一つだと、私も考えております。

しかし一方で、いきなり 30 学級とした場合に、大幅な教員増に対する財源と人材の確保の問題があるとか、また一律 30 人学級といたしますと 15 人ないし 16 人の小規模学級が生まれること、また教科担任制をとっている中学校におきましては、少人数学級よりも特定教科に係る習熟度授業へのニーズが高いことなどもありまして、府議会で提出いただいた意見書にもありますように、学校の状況に応じた柔軟な指導体制が組めることがやはり重要ではないかと考えております。

そうした主旨から京都式少人数教育では方式を選べることとしておりまして、そのことが学校現場においても支持をされているものと考えております。

【山内議員指摘・要望】 少人数学級についてです。小学校・中学校で既に 24 の県が独自に少人数学級の実施をしています。京都府が京都式少人数教育だと言っている間に各県は努力をして、既にもう始まっているわけですね。

少人数学級は感染対策にとっても必要ですし、何よりも子どもたちのつぶやきが聞こえる、つまずきが見える、一人ひとりの子どもたちに行き届いた教育を保障できます。

だからこそ全国的にも今や半数を超える県で少人数学級を実施しています。教員の働き方改革という点から見ても、京都府は掲げていますけれども、そういう点でもやっぱり少人数学級にすることによって教員の働き方も随分と変わると。ですから予算を減らさずに、少人数学級を京都府でも実施するよう強く求めて、次の質問に移ります。

特別支援学校の教育環境の確保・充実へ——緊急対策と新增設を計画的に

【山内議員】 次に特別支援学校についてです。

特別支援学校に在籍する児童生徒増加により、府内各地の支援学校では本来予想されていた児童生徒数を大きく上回る子どもたちが学んでおり、その対策が求められています。宇治支援学校は開校時 200 名でしたが、今年度は 300 名で来年度はさらに在籍児童が増える見込みで、すでに特別教室を普通教室に転用、丹波支援学校も 150 名規模の学校ですが、すでに 200 名を超え図書室がなくなりました。中丹支援学校も木工室を転用するなど、子どもたちの教育環境が悪化しています。

この間過大化する特別支援学校の設置基準がないことが問題になり、特別支援学校に設置基準をとの運動があり、ようやく設置基準が交付されましたが、既存施設については「努力義務」とされています。しかし子どもたちの教育環境を保障するためにも、緊急に教室不足の解消などに努力するとともに、今後予想される生徒増に対して、特別支援学校の新增設の計画を早急に立てるべきと考えますがいかがですか。

向日が丘支援学校に生活の学びができる施設と人員配置を保障せよ

【山内議員】次に向日が丘支援学校の建て替えと寄宿舎の存続についてです。

1967年に京都府立で初めての肢体不自由の養護学校として開校した向日が丘支援学校は、障害を持った子どもたちの発達を保障するための経験の蓄積と専門性、教員と保護者がともに作り上げてきた教育実践など、京都府の障害児教育の先駆的な役割を果たしてきました。特に寄宿舎が存在し、学年やクラスの枠を超えた集団での生活が、障害児教育の専門性を深める意味でも大きな役割を果たしてきました。

ほぼ毎年開催されている「寄宿舎父母交流集会」では、寄宿舎での教育実践とその成果が保護者や時には卒業生から語られ、単に生活の自立やコミュニケーション能力の育成などでは語れない、豊かな人間としての発達に寄宿舎が大きな役割を果たしてきたことが口々に語られてきました。

ところが府教委は、一昨年1月の向日が丘支援学校改築基本構想の中で寄宿舎をなくす方針を明らかにしました。構想が明らかになる前から、保護者を中心に乙訓の地域ぐるみで寄宿舎の存続を願う運動が広がり、2万筆を超える署名が府教委に提出され、その後も署名運動が続いています。ある小学部のお母さんは、「向日が丘支援学校には寄宿舎があると思って安心して入学したのに、いつの間にか知らないうちに寄宿舎をなくすなんて信じられない。ぜひ寄宿舎を残してほしい」と強く訴えられました。

府教委はこれまでの寄宿舎の成果を踏まえた生活実習室を整備するとのことですが、生活実習室が寄宿舎の代替になるのか、数点伺います。

第1に、生活実習室がすべての児童・生徒が寝泊まりができ、生活の学びができる施設設備になるのですか。重度障害の子どもたちも利用できるように十分な広さと設備が必要と考えますがいかがですか。

第2に、子どもたちに食事の提供ができるように、学校とも連携して人の配置を行うことが必要と考えますがいかがですか。

第3に、これまで府教委は学校の教育活動の一環として生活実習室を利用するとおっしゃっていましたが、宿泊等に教員が対応できるのですか。高校生の一入暮らし体験などの利用でも、複数の教員が泊まり込みで安全を確保し、指導する必要があると考えますがいかがですか。

さらに寄宿舎は保護者の急な病気などの緊急事態にも対応し、障害児の入所施設が府内でも乙訓地域でも全く不足している中、福祉的な役割も担ってきたのです。

そもそも府教委は「長岡京市共生型福祉施設構想」と一体に建て替え計画を進めてきており、向日が丘支援学校改築基本構想の中には、「学校の休業日にも家庭事情の緊急対応ができるよう長岡京市共生型福祉施設が提供する短期入所施設との連携を図る」とありますが、長岡京市の構想の中で具体化が決まっているのは、老人福祉センター竹寿園の移転だけではありませんか。障害児の入所は大変人手が必要で、府内でも福祉型の障害児入所施設は1か所のみ、京都市内でも2か所しかありません。

乙訓地域に障害児の短期入所施設はいつできるのですか。お答えください。

また仮校舎となる済生会病院の改修工事が今年の夏から始まり、2023年の夏には仮校舎での授業と

生活が始まります。仮校舎での授業と生活は 2027 年まで続きますが、その間の支援学校に通う子どもたちの発達と生活を保障するためにも、仮校舎にも寄宿舎を存続すべきと考えますがいかがですか？

次に障害児の入所施設について伺います。

本府における障害児の入所施設は保護者の運動の中で、医療型のショートステイが舞鶴子ども療育センターや花ノ木学園のほかにも、府立医大北部医療センターや弥栄病院など少しづつ広がってきていますが、まだ不足しています。

さらに福祉型のショートステイの受け入れ施設も限られており、障害児短期入所を看板に掲げている施設でも、子どものショートは大変人手が必要なために実際には受け入れられないなど、全府的に圧倒的に不足しています。「もし自分が病気になったらどうしよう」など保護者の短期入所などの要望は大変大きくなっています。

障害児者が入所施設から地域生活や在宅に移行していくこと自体は、障害児者の権利保障という観点から必要ですが、地域生活、在宅生活を支える資源があまりにも不十分です。障害児の長期入所を受け入れている施設で、短期も受け入れているところがありますが、障害児が成人して大人になっても同じ施設を利用し、障害児童を受け入れる枠が少なくなったり、そもそも児童の受け入れを中止した施設もでてきます。

南部の障害者の入所施設では、「子どもの短期入所はノウハウがなく受け入れていない、よほど緊急時には高校生ぐらいの子どもさんなら受け入れたことがあるが、年間 1 人程度」。また北部の施設では、「短期入所は空きがないと入れず、現在空きがないこと。入所している障害児童たちは深刻な家庭状況の中で措置で長期入所している子がほとんど。障害児童と保護者にとって緊急の短期入所やレスパイトはとっても大切だけれども、現在の状況では被虐待児童など、より深刻な子どもたちを優先的に受け入れざるを得ない」とのことです。

そこで伺います。障害児が安心して短期間でも過ごせる施設が必要と考えますが、本府の認識を伺います。さらに本府が責任を持って、福祉型・医療型の障害児の短期入所に対応できる施設を増やすべきと考えますがいかがですか？

【西脇知事・答弁】 山内議員の質問にお応え致します。

障害児の入所施設についてでございます。障害のある子どもの健やかな成長や発達のためには、地域の支援者の方々が関わりながら、できる限り家庭で暮らせるような環境を整備することが重要であると考えております。ご家族の緊急時における子どもの預かりや、レスパイトサービスとして利用できる短期入所事業は、子どもや保護者の心身の状況、環境等により家庭で暮らすことが一時的に困難な状況を支援する重要なサービスであり、京都府と致しましても障害福祉計画に基づき市町村と連携を図りながら整備を進めているところでございます。今後とも障害のある子どもとご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、短期入所事業所の計画的な整備を推進してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・答弁】 乙訓地域における短期入所施設についてでございます。

向日が丘支援学校の建て替えに合わせて長岡京市が計画されている共生型福祉施設につきましては、同校周辺を福祉エリアとして一体的に整備され、教育と福祉が連携した支援体制の構築が期待されます。またこの共生型福祉施設は、乙訓地域の実情を踏まえ重度心身障害にも対応できるグループホームや、

短期入所を含めた総合的な機能を備える福祉施設として、令和8年度の開設を目指しておられ、京都府と致しましても、地域社会と共同する共生型地域づくりを進めるため、長岡京市と十分連携するとともに、必要な支援に努めてまいります。

次に短期入所事業所の整備についてでございます。福祉型の短期入所事業につきましては、市町村が地域のニーズに応じて障害福祉計画等に基づき整備を進めています。京都府と致しましても、市町村や障害福祉サービス事業者に対して助言等を行い、それぞれの地域で必要な体制が整うよう支援してきたところでございます。また移動型の短期入所事業につきましては、平成26年度から受け入れ医療機関がなかった北部の地域を中心に市町村とともに補助事業開始し、この間府全域へと拡充する等、支援を強化したところでございます。その結果、当該事業を活用された医療型短期入所利用は、平成29年度の8人のべ67日から、令和2年度には79人2,201日と増加しているところです。今後も市町村や医療機関と連携しながら短期入所事業の整備をすすめ、必要な方が利用できる環境を整えてまいります。

【橋本教育長・答弁】特別支援学校の児童生徒数増加への対応についてでございますが、府立特別支援学校の児童生徒数は、平成30年度までは増加も落ち着いておりましたが、令和元年度からは急激に伸び続けております。このことを受け府教育委員会と致しましても、教室不足等へ計画的に対応していくため、必要な経費を今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

一方で、全国的に進む少子化に加え、インクルーシブ教育の推進により、障害があったとしても地元の小中学校で学ぶ機会がさらに増えていく中で、現時点では新たな特別支援学校の新設までは必要ないものと考えております。しかしながら、支援学校の児童生徒数の予測は不確定要素を多く含み、長期的な見通しを持つことが極めて難しいものでもあるため、今後も引き続き児童・生徒数をしっかりと注視しながら、例えば分校の設置や通学域全体の見直しなども視野に入れ、必要に応じて適切に対応してまいります。

次に、向日が丘支援学校の改築及び寄宿舎についてでございますが、生活実習室につきましては、寄宿舎の代わりではなく、授業の中で使用する特別教室として整備をするものであります。教育活動の中で指導教員とともに、衣服の着替え、食事の準備、洗面等、日常の生活などを体験し、生活習慣が身に付けられるようにするなど、重度障害も含めすべての児童生徒が利用できる特別教室として整備をしてみたいと考えております。

また、宿泊を伴う教育活動では、当然教員とも宿泊することとなります。集団生活体験型について、他の特別支援学校の取り組みも参考にする一方、府内初となる主に高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型については、他府県の先進的な取り組みも参考にしながら、卒業後の一人暮らしやグループホームでの生活を見据えた活用等を検討してまいりたいと考えております。

令和5年度中に移転する予定の仮校舎での寄宿舎につきましては、これまでからお答えしてきた通り、乙訓地域のみが通学の範囲である向日が丘支援学校では、改築を機に寄宿舎を廃止することとしております。児童生徒の発達や自立とは生活実習室を利用した体験学習も含めて、保護者や地域との連携をしながら教育活動全体の中で取り組んでいくものでございます。寄宿舎の置かれていない他の学校と同様、向日が丘支援学校の仮校舎におきましても、まず集団生活型の生活実習室を整備し、そうした力をしっかり身に付けられるよう取り組んでまいります。

寄宿舎の成果を踏まえるなら生活ができる環境づくりを

【山内議員・再質問】 まず最初に指摘をさせていただきます。支援学校の新增設の問題ですけれども、子どもたちが減ることはすごく簡単に予想できるけれども、増やす事はなかなか予想しにくいということですが、やっぱりこの事によって本当に子どもたちの教育環境が奪われているんですね。

他の県では障害児童がどれだけ増えるのかという事を計画して、どこに足りないのか、支援学校は足りないのかということで計画的に支援学校の増設を進めています。例えば、城陽に新しい支援学校を建設することも含めて、早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、乙訓の短期入所の話ですけれども、これは再質問させていただきます。令和8年度の開設だということですが、事業所がもう決まっているのかどうか、それから児童が入所できるのかどうか、その確認をしたいというふうに思います。

それから数点再質問します。向日が丘支援学校の保護者の皆さんは、教育の場としての寄宿舎がなくなってもすぐに、保護者の病気などの緊急入所は乙訓の新しい施設でできるであろうというふうに思っていたんですね。それが今、令和8年度、子ども達が入れるのか実際にはよくわかりませんが、長岡京に障害者施設の建設をしたいという法人にも確認をしたんですが、大人のグループホームとショートステイを考えていると。子どもの入所というのはたくさんの人手が必要で、我々にはノウハウがあるが行政の支援がないととてもできないとのことでした。寄宿舎がなくなり、入所施設もまだ目処がないなら、いったい親が病気をした時にどうすればいいのか、以上2点再質問させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。

まず乙訓地域の事業の開設者等々の選定についてでございます。こちらについてでございますが、現在、長岡京市共生型福祉施設構想基本計画が策定されておりまして、これに基づいて事業者の選定また竣工等のスケジュールが示されているところでございます。スケジュールを見ますと、事業開始の3年目、令和3年にあたろうかと思いますが、老人福祉センター竹寿園以外の関係につきましては、事業者の選定ということになってございますので、この計画に基づいて実施されるものと考えてございます。向日が丘支援学校の建て替えに伴う、短期入所施設の整備につきましては、長岡京市の障害福祉計画及び共生福祉施設構想基本計画に基づいて進められておりまして、本計画の策定には京都府も関わり、必要な助言、調整を行ってきたところでございます。児童含む多様なニーズにつきましては、地域住民のニーズに応える施設として、整備が進むよう長岡京市とも連携いたしまして指導助言を行ってまいりたいと考えております。

【山内議員・指摘要望】 共生型福祉構想と言って、まるで障害児の入所施設がすぐにできるような幻想を振りまいて、寄宿舎をなくすということは許されないことだと思います。今伺ったら、竹寿園以外まだ何も決まってないじゃないですか。寄宿舎をなくして子どもたちの教育環境を後退させるのは大問題です。

生活実習室の中に生活の場がないことも問題ですし、教育実践は教職員と寄宿舎指導員の専門性の中に蓄積されるのに、授業で教員がやるって言うことでは全く異なるものになってきます。同時に、寄宿舎の成果を踏まえると言うならば、希望する生徒を中心に最低でも1学期程度通じて、自習室を利用できるような環境を整えるべきです。強く求めておきます。同時に、寄宿舎があっても土日や夏休みなどの緊急対応という点では、障害児者の入所施設が圧倒的に不足しています。本府の責任で施設を増やすよう求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。